

ロジスティクス環境会議
第2回委員長ミーティング

2005年2月24日(木)15:00~17:00
(社) 日本ロジスティクスシステム協会 会議室

次 第

1. 開 会

2. 行政等の動向 (10分)

- 1) 京都議定書発効
- 2) 改正省エネ法
- 3) グリーン物流パートナーシップ会議

3. 議 事

- 1) 第3回本会議における議案等の概要 (15分)
- 2) 各委員会の2004年度活動報告と2005年度活動計画 (50分)
 - (1) 環境パフォーマンス評価手法検討委員会
 - (2) 源流管理による環境改善委員会
 - (3) 省資源ロジスティクス推進委員会
 - (4) リバーズロジスティクス調査委員会
 - (5) 共通基盤整備委員会
 - (6) 各委員会の共通課題

本日の議論の焦点

- 3) 第3回本会議におけるハイライト (40分)
 - ・企画運営委員会からの提案と問題提起

4. J I L Sの今後の環境の取り組みについて (5分)

5. 閉 会

以 上

ロジスティクス環境会議 第3回本会議

2005年3月16日(水)14:00~16:00

ホテルニューオータニ 鶴の間

※本会議当日「次第」表記は以下 1) 等のレベルまで

次 第 (素案)

第1部 ロジスティクス環境会議

1. 開 会 5分 (司会進行: J I L S 角田)
 - ・ 張議長挨拶
2. 経過報告 8分 (J I L S 徳田) (説明 7分+質疑 1分)
 - 1) C G L 全体進捗
 - 2) グリーン物流パートナーシップ会議の状況 (広報・普及)
3. 議 事 45分 (司会進行: 張議長) (説明 35分(@7分×5委員会)+質疑 5分)
 - 1) 各委員会の 2004 年度活動報告と 2005 年度活動計画
 - (1) 環境パフォーマンス評価手法検討委員会
 - (2) 源流管理による環境改善委員会
 - (3) 省資源ロジスティクス推進委員会
 - (4) リバースロジスティクス調査委員会
 - (5) 共通基盤整備委員会
- 2) 企画運営委員会からの提案・問題提起 15分 (説明 10分+質疑 5分)
4. 決算・予算と J I L S の今後の環境の取り組みについて
 - 1) 2004 年度決算・2005 年度予算 5分 (事務局)
 - 2) J I L S の今後の環境の取り組みについて 5分 (事務局)
5. 閉 会 5分
 - ・ 張議長または副議長挨拶

本日の議論の焦点

- 第2部 オブザーバー関係各省の施策動向 45分 (司会進行: 副議長)
(説明 40分(@10分)+質疑 5分)

環 境 省 (京都議定書)
経 済 産 業 省 (省エネ法改正)
国 土 交 通 省 (流通業務効率化法、またはグリーン物流パートナーシップ会議)
農 林 水 産 省 (京都議定書に関わる施策)

以 上

ロジスティクス環境会議の目的、目標と各委員会の2004年度活動内容および2005年度活動計画の概観(案)

1. 環境会議の方針

- 1) 目的: 循環型社会を実現するロジスティクスの構築 ～個人が変わる、企業が変わる、物流が変わる～
- 2) 目標: 行政・自治体・大学等の研究機関・関連団体との連携を図りながら、環境と調和したロジスティクス方針・活動を通じて、循環型社会を実現するロジスティクスの構築に取り組む企業を増やす。
- 3) 期間: 2003年11月～2006年3月(第1期)

2. 各委員会の活動方針と成果

	活動方針	2004年度活動内容	2005年度活動計画(案)
1) 環境パフォーマンス評価手法検討委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1) ロジスティクス活動の環境負荷を定量的に把握、評価し、環境負荷を低減するため、荷主企業と物流企業等が相互に連携し、標準的な環境パフォーマンスを整備する。 2) 標準的な環境パフォーマンスを広く公開し、関係者に提案する。 	<p>【アウトプット】 『二酸化炭素排出量算定のためのデータ収集方法事例ガイド/輸配送・トラック版』</p> <p>ロジスティクス・物流の環境パフォーマンス算定の標準的な算定方法と算定のために必要なデータおよびその収集方法について、標準・準標準、代替の3つの位置づけを定義し、委員メンバー企業の事例も併せてまとめた。 ※算定対象は二酸化炭素、モードは輸送、輸送手段はトラックに限定 標準式: 二酸化炭素排出量(kg)=燃料使用量(l)×二酸化炭素排出係数(kg/l) 準標準: 代替式: 二酸化炭素排出量(kg)=輸送量(t・km)×二酸化炭素排出原単位(kg/t・km)</p>	<p>【検討内容】 LEMS(経済産業省委託調査)で調査している、以下2つのテーマについて検証を行い、優先度の検討した後、具体的な活動を行う。 ・輸送活動に伴う二酸化炭素排出量の按分について ・包装資材の環境負荷算定方法について</p> <p>【アウトプット】 『トラック輸配の二酸化炭素排出量の按分算定方法事例ガイド』(仮称) または『二酸化炭素排出量算定のためのデータ収集方法事例ガイド/包装資材版』</p>
2) 源流管理による環境改善委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1) 循環型社会に対応する企業の社会的責任として、企業間に渡るロジスティクスの視点から荷主企業のロジスティクス・物流部門、物流企業として実施すべき事項を検討し、合意形成を図る。 2) 合意された内容はマニュアル形式にまとめ、広く公開し、関係者の環境活動を支援する。 	<p>【アウトプット】 『ロジスティクス源流管理マニュアル/物流活動チェック版』(仮称) 荷主企業のロジスティクス・物流部門並びに物流企業としてやるべきこと及び対策についてまとめている。</p>	<p>【検討内容】 ・荷主企業のロジスティクス・物流部門から企画・設計、生産、販売、環境等の他部門への協力要請するための内容を検討し、まとめる。 ・物流事業者から荷主企業に協力要請するための内容を検討し、まとめる。 ⇒「省資源ロジスティクス推進委員会」との連携</p> <p>【アウトプット】 『ロジスティクス源流管理マニュアル/部門間連携推進版』(仮称) ※定量化指標については、パフォーマンス委員会との連携を図り、今後項目として記載予定。 ※源流を管理する目的や意思決定者、実行者を明確にする。</p>
3) 省資源ロジスティクス推進委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1) 省資源・省エネルギーの視点から、サプライチェーンを構成する製造業・流通業・物流業等が一体となって物流の環境負荷を低減するため、物流諸活動の事例収集を行い、その結課を関係者に公開する。 2) 課題解決のための方向性をまとめ、関係者に提案する。 	<p>【アウトプット】 『省資源ロジスティクス事例集』 荷主企業、物流企業の夫々の立場から共同化、モーダルシフト等の事例集の材料を収集し、整理した。</p>	<p>【検討内容】 調達物流、生産物流、販売物流等のサプライチェーン上の全物流プロセスの問題点を発荷主、着荷主、物流事業者から抽出、整理し、共有した後、発荷主、着荷主、物流事業者の協議による改善策を検討し、指針をまとめる。</p> <p>【アウトプット】 『省資源ロジスティクス推進ガイドライン』(仮称)</p>
4) リバースロジスティクス調査委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1) ロジスティクスの視点から、今後本格的に必要とされるリユース、リサイクルに関わる物流のあるべき姿を描くために調査活動を行い、その結果を公開する。 2) 消費者における還流管理の促進を含め、リバースロジスティクスの構築が可能となる環境整備を促進するため、関係者に対して提案を行う。 	<p>【アウトプット】 『リバースロジスティクス調査報告書/中間報告版』 複数の製品を選定した後、以下のフローで調査し、まとめる。 1.現状 2.あるべき姿 3.改革・改善策 4.提言</p> <p>※以下の製品を中心に調査中 1.家電・OA機器 2.自動車 3.食品 4.物流(主に包装資材)</p>	<p>【検討内容】 以下の分科会で2004年調査をベースに、改革・改善策、提言内容を充実化を図る。 【分科会:1.家電・OA機器分科会 2.自動車分科会 3.食品分科会 4.物流分科会】 ・全体会(隔月ペース)を開催する際は、勉強会(メンバーの事例発表が中心)を開催 ・年3回程度見学会を開催</p> <p>【アウトプット】 『リバースロジスティクス調査報告書』 ※各テーマで「循環型ロジスティクスのビジョンのモデル」の提示</p>
5) 共通基盤整備委員会	<p>環境会議及び各委員会の円滑かつ効果的な活動を支える共通的な「情報資源」を整備し、アウトプットは原則全て公開する。</p>	<p>アウトプット: 『環境に関する用語集』 『行政、自治体、産業界、学界、団体等のリンク集』</p>	<p>・用語集(WEB版)を作成。公開と更新 ・ロジスティクスに関わる環境URLのリンク集 ・国際動向の調査報告 ・セミナーの開催 ・研究会(原則毎月1回)の開催 など</p>

環境パフォーマンス評価手法検討委員会

2004年度活動内容と2005年度活動計画(案)

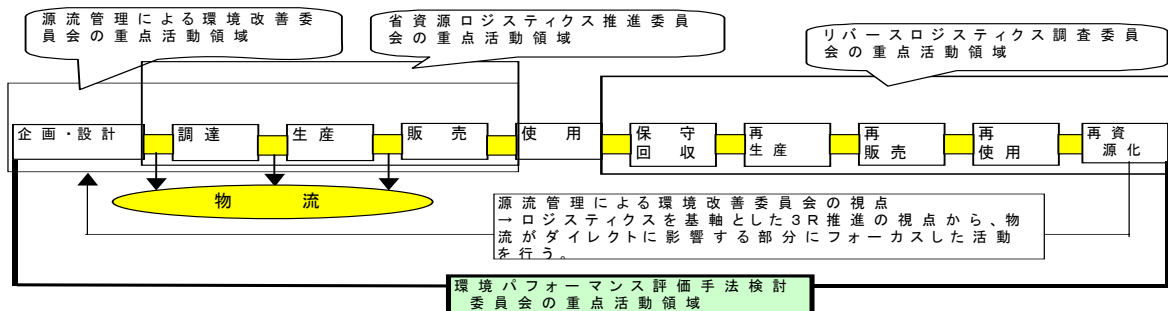
1. 2004年度活動内容

- 1) 標準的な環境パフォーマンス評価方法の例示・・・ 2004年9月
⇒以下『二酸化炭素排出量算定ガイド<トラック輸送版・二酸化炭素>』中の事例集の中で提示
- 2) マニュアル・・・ 2005年7月
※LEMSマニュアルに業種等の特性の視点を加えて検証し、実務で活用できるようにLEMSマニュアルの実用度を上げる。
⇒『データ収集方法事例ガイド<トラック輸送版・二酸化炭素>』を作成
- 3) 環境パフォーマンスの算定結果のデータ集・・・ 2005年10月
⇒2005年度の実施計画
- 4) 提言・・・ 2005年12月
①対行政 ②対産業界 ③対消費者 ④その他
※各委員会の提言内容は、企画運営委員会にて集約してまとめる。
⇒2005年度の実施計画

2. 2005年度活動計画(案)

- 1) 按分に関するガイドまたはデータ収集方法事例ガイド<包装資材版>・・・ 2005年11月
⇒包装資材は、荷主企業と物流企業の双方の問題意識が高い
⇒LEMS調査結果を受けて、委員会アウトプットを検討する
※その他候補：NOX、SPMなど算定対象の増加や削減量算定 など
- 2) 環境パフォーマンスの算定結果のデータ集・・・ 2005年11月
※主に輸配送における二酸化炭素排出量の算定データ
- 3) 提言・・・ 2005年12月
①対行政 ②対産業界 ③対消費者 ④その他
※各委員会の提言内容は、企画運営委員会にて集約してまとめる

※参考) 各委員会の重点活動領域



源流管理による環境改善委員会

2004年度活動内容と2005年度活動計画(案)

1. 2004年度時点における3ヵ年のアウトプット

1) マニュアルの作成

【第1ステップ】・・・2004年 9月

(1)各企業が守るべきこと(法令、条例遵守事項)

⇒共通基盤整備委員会に検討依頼(作成中)

(2)各企業がやるべきこと及び対策(荷主企業における対他部門)

(1)荷主企業(製造業・流通業等)の物流・ロジスティクス部門

物流・ロジスティクス部門が直接管理可能な範囲

(2)物流企業(運送業・倉庫業等)

⇒「包装」「輸配送」「保管・荷役」現在作成中

※「輸配送」が先行

【第2ステップ】・・・2005年 3月

(1)各企業がやるべきこと及び対策(荷主企業における対他部門)

(2)物流企業(運送業・倉庫業等)から荷主企業(製造業・流通業等)に提案すべき、
物流サービス(環境負荷低減等)

⇒2005年度の活動へ

【第3ステップ】・・・2005年10月

(1)主体間の留意すべきこと

⇒2005年度実施計画

2) 提言の作成

①対行政 ②対産業界 ③対消費者 ④その他

※各委員会の提言内容は、企画運営委員会にて集約してまとめる。

⇒2005年度の実施計画

2. 2005年度のアウトプット(案)

1) マニュアルの作成および内容精度の充実化・・・2005年10月

【第1ステップ】

(1)各企業がやるべきこと及び対策(荷主企業における対他部門)

(1)荷主企業(製造業・流通業等)の物流・ロジスティクス部門

物流・ロジスティクス部門が直接管理可能な範囲

(2)物流企業(運送業・倉庫業等)

⇒「輸配送」「包装資材」「保管荷役」

【第2ステップ】

(1)各企業がやるべきこと及び対策(荷主企業における対他部門)

(2)物流企業(運送業・倉庫業等)から荷主企業(製造業・流通業等)に提案すべき、
物流サービス(環境負荷低減等)

⇒省資源ロジスティクス推進委員会と連携

【第3ステップ】

(1)主体間の留意すべきこと

⇒省資源ロジスティクス推進委員会と連携

※マニュアル中「定量評価」の数値については、環境パフォーマンス評価手法検討委員会に検討依頼

以上

省資源ロジスティクス推進委員会
2004年度活動内容と2005年度活動計画(案)

1. 2004年度活動内容

1) 企業(間)の各種物流施策の事例集の作成

※事例収集の切り口、テーマは委員会メンバーの業種、製品群等によって検討する。

例) (1)食品 (2)機械器具・精密機器 (3) 素材(化学・鉄鋼等) (4)その他

⇒2004年度『省資源ロジスティクス事例集』作成

2) ガイドラインの作成

(1)複数企業間、業際間の各種物流施策に対する課題の整理

(2)省資源ロジスティクスを推進するための方針のまとめ

(3)物流施策別の評価手法の作成(コスト・時間に環境のパラメータを加える)

輸送モード(鉄道・船・トラック等)、配送パターン(共同配送等)、車種別等の組み合わせ

※事前にサプライチェーン上の何処にボトルネック(負荷)があるのか、検証が必要

⇒2005年度の実施計画

3) 提言の作成

⇒2005年度の実施計画

2. 2005年度活動計画(案)

1) ガイドラインの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11月

(1)複数企業間、業際間の各種物流施策に対する課題の整理

(2)省資源ロジスティクスを推進するための方針のまとめ

【進め方(素案)】

①調達物流から販売物流に至る物流プロセス上の問題点・課題を抽出、整理

※物流事業者を中心とした分科会による検討 ⇒～5月

②調達物流から販売物流に至る物流プロセス上の問題点・課題の検証、確認

※発荷主企業・着荷主企業を中心とした分科会による検討⇒～7月

③調達物流から販売物流に至る物流プロセス上の問題点・課題の解決の方向性、方策の検討

※発荷主企業・着荷主企業と物流事業者による検討 ⇒～10月

(3)物流施策別の評価手法の作成(コスト・時間に環境のパラメータを加える)

輸送モード(鉄道・船・トラック等)、配送パターン(共同配送等)、車種別等の組み合わせ

※事前にサプライチェーン上の何処にボトルネック(負荷)があるのか、検証が必要

⇒環境パフォーマンス評価手法検討委員会へ検討依頼

2) 提言の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12月

以 上

2. 2005年度活動計画（案）

1) 調査報告書の作成・・・2005年10月

(1)家電・OA 機器 (2)自動車 (3) 食品 (4) 物流

■現状 ■あるべき姿 ■改革・改善策 ■提言

⇒報告書中、各テーマ毎に「ビジョンのモデル」の作成

※現状、あるべき姿、改革・改善策を踏まえ複数企業間、業界、さらに社会システムとして包装材等のリユース、リサイクルを促進す

※2004年計画の「ガイドライン」の内容を指すもの

2) 提言の作成・・・・・・・・2005年12月

(1)対行政 (2)対産業界 (3)対消費者 (4)その他

4) メンバー各社の環境報告書による事例研究等の勉強会やメンバー各社、自治体活動の現場見学会の実施

⇒2回程度開催

以 上

リバーズロジスティクス調査委員会

2004年度活動内容と2005年度活動計画(案)

1. 2004年度活動内容

1) 調査報告書の作成

※調査方針、内容等の検討

※特殊な工場廃棄物や化学系廃棄物等は対象外とし、以下のような当委員会の参加メンバーが多く属する業種を切り口に調査を行うことを検討する。

(1)家電・OA 機器 (2)自動車 (3) 食品 (4) 物流

⇒各分科会にて、現状、あるべき姿を検討、作成中

2) ガイドラインの作成

※複数企業間、業界、さらに社会システムとして包装材等のリユース、リサイクルを促進するための指針

⇒2005年度の実施計画

※上記「現状、あるべき姿」をもとに、「ビジョンのモデル」として作成(予定)

3) 提言の作成

⇒2005年度の実施計画

4) メンバー各社の環境報告書による事例研究等の勉強会やメンバー各社、自治体活動の現場見学会の実施

【研究会】

第1回「家庭系使用済みパソコンリサイクルについて」

富士通(株) 新村氏

「循環型ロジスティクスシステム構築による物流サービスの高度化」

リコーロジスティクス(株) 菅田氏

第2回「日本通運におけるマニフェスト管理システム」

日本通運(株) 高島氏、麦田氏

「複写機業界における回収機交換システムの概要紹介」

富士ゼロックス(株) 坂弥氏

第3回「自動車リサイクル法について」

いすゞ自動車(株) 鈴木氏

第4回「物流センターにおけるリサイクル・省エネ活動状況」

日本ロジテム(株) 三浦氏

【見学会】

第1回 東芝テルム川崎(家電4品目リサイクル工場)視察 2004年07月

第2回 北九州エコタウン、ひびきコンテナターミナル、北九州貨物ターミナル駅視察

※エコタウン見学内容: OA 機器、自動車、建設混合廃棄物、家電、廃木材・廃プラスチック

2004年11月

第3回 兼松環境(株)、(株)市川環境エンジニアリング視察(予定) 2005年02月

共通基盤整備委員会
2004年度活動内容と2005年度活動計画(案)

1. 2004年度活動内容

- 1) 物流・ロジスティクスの視点から、既存の用語集等には抜けている環境に関する用語を収集し、用語集として整備する。
⇒現在作成中
- 2) 行政、自治体、産業界、学界、団体等の情報を収集、整備する。
 - ・行政、自治体の法制度や規制値、条例、目標値および各種インセンティブ等
⇒法制度を優先的に検討中
 - ・企業の環境報告書（ホームページ・印刷物）
⇒一部収集
 - ・行政、自治体、産業界、学界、団体等のリンク集
⇒現在作成中
- 4) 研究会を実施（4回実施／原則毎月開催）
⇒発表者名、テーマを後日挿入

2. 2005年度のアウトプット(案)

- 1) 環境に関する用語集・・・・・・・・・・適宜公開・更新
※物流・ロジスティクスの視点から見た環境用語集
- 2) 行政、自治体、産業界、学界、団体等のリンク集・・・・適宜公開・更新
- 3) 先端技術等の動向を把握し、委員会横断的なセミナーや勉強会を開催する。
⇒グリーンロジスティクスセミナー開催・・・・・・・・2回開催（予定）
- 4) 環境に関する国際動向の調査報告・・・・・・・・適宜実施
※行政、自治体、企業の先進事例等
⇒大使館等出先機関からの情報収集と整理・・・・・・・・2005年11月
- 5) 研究会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・原則毎月開催（予定）

以 上

ロジスティクス環境会議 第3回本会議

会議のハイライト（素案）

【第1部 ロジスティクス環境会議】

1. 開 会 5分（司会進行：事務局）
 - ・張議長挨拶
2. 経過報告（JILS 徳田）8分（説明7分+質疑1分）
 - 1) CGL全体進捗
 - 2) グリーン物流パートナーシップ会議の状況（広報・普及）
3. 議 事 45分（司会進行：張議長）
 - 1) 各委員会の2004年度活動報告と2005年度活動計画
各委員長 40分（説明35分(@7分×5委員会)+質疑5分)

- 2) 企画運営委員会からの提案・問題提起 15分（説明10分+質疑5分）
小西企画副委員長(概要説明)
 - (1) 環境パフォーマンスの算定について（増井委員長）
 - ・提 案：標準的方法の枠組
⇒第1回本会議における発議(真鍋氏/NEC ロジスティクス)を受けての検討・提案
 - ・提 案：算定の実践（結果を事務局へフィードバック）
 - ・問題提起：改正省エネ法に対する提案
⇒企画運営委員会における検討結果を整理
 - ・問題提起：係数、原単位等の整備と公開（対行政）
 - (2) 効率的物流活動を阻害する法規制について（菅田委員長）
 - ・問題提起：リバース分野の物流活動の効率化を推進するための規制緩和要望「廃掃法」
 - (3) その他
⇒発議「ロジスティクス分野における取引慣行改善」(魚住氏/味の素)
2005年度省資源ロジスティクス推進委員会の成果の共有・ブラッシュアップ・領域拡大
※問題認識：日本の国際競争力の懸念、取引商慣行を要因とした世界一高い物流コストの構造的見直しが不可欠
※ロジスティクスフローモデルの作成：加工食品版、家電版の作成（予定）
※波及効果の高い自動車等も今後取組む必要があるのではないかと

4. 決算・予算とJILSの今後の環境の取り組みについて
 - 1) 2004年度決算・2005年度予算 5分（事務局）
 - 2) JILSの今後の環境の取り組みについて 5分（事務局）
5. 閉 会 5分
 - ・張議長または副議長挨拶

【第2部：オブザーバー関係各省の施策動向】 45分（司会進行：副議長） (説明40分(@10分)+質疑5分)

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 環 境 省 | (京都議定書) |
| 経 済 産 業 省 | (改正省エネ法) |
| 国 土 交 通 省 | (流通業務効率化法、またはグリーン物流パートナーシップ会議) |
| 農 林 水 産 省 | (京都議定書に関わる施策) |

以 上

ロジスティクス環境会議における重点課題の整理(素案)

資料7
2005.2.24

課題項目	課題の所在					優先度 尺度	課題の主なポイント	該当する 委員会
	企業	企業間	行政	団体	消費者			
気づき (可視化・定量化)	◎	○	○			波及性	発荷主・着荷主・物流事業者等の関係者自らが環境負荷の発生源であるという認識に基く現状の行為の確認と改善	源流管理
ロジスティクス分野における取引慣行 (時間指定、納品期限など)	○	◎	○	○	○	波及性	・発荷主・着荷主・物流事業者間における問題点・改善施策・効果の共有化 ・問題の原因、所在、影響度の具体的な検証 ⇒モデルによるロジスティクスフローを活用した検証	省資源
法規制			◎			波及性	効率的かつ安全なサプライチェーン、円滑なリバースチェーン(リユース・リサイクル等)の活動の効率化を促進する規制緩和 ※特にリバース分野「廃掃法」	源流管理 省資源 リバース 共通基盤
物流基盤(インフラ) ※複合一貫輸送の視点			◎			波及性	効率的かつ安全なサプライチェーン、円滑なリバースチェーン(リユース・リサイクル等)の活動を促進する物流基盤(インフラ)への改善 ※各モード個別部分的な視点ではなく、全体最適の視点が必要	源流管理 省資源 リバース
データ(1) マクロデータ(実態把握など)	○		◎			波及性	問題の所在を明らかにするためのマクロデータの継続的調査と公開	源流管理 省資源 リバース
データ(2) ロジスティクス分野における 環境パフォーマンスの算定方法(式)	○	○	◎	○		緊急性	・共通的かつ精緻な数値で評価するための算定方法の整備 ⇒2006年3月までに国として排出量・吸収量推計のための国内制度を整備が必要／京都議定書第5条「排出・吸収量の把握」 ⇒改正省エネ法(トンキロ)/METIエネ庁とLEMS(燃料)/METI流政課の矛盾	パフォーマンス
データ(3) 原単位(排出係数・排出原単位など)			◎	◎		緊急性	・共通的かつ精緻な数値で評価するための算定のためのデータの整備	パフォーマンス
データ(4) 活動(ベンチマークなど)	◎			◎		波及性	・各社における継続的・定量的な活動の把握と公開(CSRの重要性) ・各社における改善活動を積極化するため改善効果を比較検証のためのデータの収集と整備	パフォーマンス
データ(5) グローバル対応(主に輸出入)						波及性	・京都議定書範囲外の対応	パフォーマンス

京都議定書の概要

出所 : <http://www.env.go.jp/earth/cop6/3-2.html>

(ポイント)

- 先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を各国毎に設定。
- 国際的に協調して、目標を達成するための仕組みを導入（排出量取引、クリーン開発メカニズム、共同実施など）
- 途上国に対しては、数値目標などの新たな義務は導入せず。
- 数値目標

対象ガス : 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF6
吸収源 : 森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量を算入
基準年 : 1990年 (HFC、PFC、SF6 は、1995年としてもよい)
目標期間 : 2008年から2012年
目 標 : 各国毎の目標→日本△6%、米国△7%、EU△8%等。
先進国全体で少なくとも5%削減を目指す。

1. 数値目標 (第3条) :

○吸収源の算入

[1] 1990年以降の新規の植林、再植林及び森林減少に限って、温室効果ガスの純吸収量を算入できる。(第3条3項)

[2] 農業土壌、土地利用変化及び林業分野におけるその他の活動については、第2約束期間以降から適用することを基本とするが、各国の判断により第1約束期間からも適用可能。対象となる活動に具体的範囲等は更に検討した上で決定。(第3条4項)

[3] 1990年に土地利用変化及び林業分野が純排出源となっていた国については、約束期間の割当量算定に当たって、基準年の排出量から、土地利用変化による吸収量を差し引く。(第3条7項)

2. 政策・措置 (第2条)

○数値目標を達成するため附属書I国(先進国)が講ずるエネルギー効率の向上、吸収源の保護・育成、技術の研究開発・利用の促進、市場的手法の適用等の措置を例示。

3. 排出・吸収量の把握（第5条）、報告（第7条）及びレビュー（第8条）

○先進各国の数値目標等の議定書上の義務の遵守状況を評価するため、以下を規定。

- ・各国が排出量・吸収量推計のための国内制度を2006年末までに整備すること（第5条1項）
- ・各国が条約に基づき行っている毎年の排出吸収目録の報告や、国別報告に、必要な追加的情報を含めること（第7条1、2項）
- ・各国により報告された情報は、専門家による審査チームの技術審査を受けること（第8条）

4. 「京都メカニズム」

（1）共同実施（第6条）

○先進国（市場経済移行国を含む）間で、温室効果ガスの排出削減又は吸収増進の事業を実施し、その結果生じた排出削減単位（ERU）を関係国間で移転（又は獲得）することを認める制度。

○議定書の締約国会合（第1回又はそれ以降）が、共同実施事業の検証や報告のための指針を作成することができる。（COP6でルールの合意予定）

（2）クリーン開発メカニズム（CDM）（第12条）

○途上国（非附属書I国）が持続可能な開発を実現し、条約の究極目的に貢献することを助けるとともに、先進国が温室効果ガスの排出削減事業から生じたものとして認証された排出削減量（CER）を獲得することを認める制度。2000年以降の認証排出削減量の利用を認めている。

○先進国にとって、獲得した削減分を自国の目標達成に利用できると同時に、途上国にとっても投資と技術移転の機会が得られるというメリットがある。

○議定書の第1回締約国会合が、クリーン開発メカニズム（CDM）事業の透明性、効率性及び説明責任を、事業活動の監査や検証を独立して行うことを通じて確保するために、方法や手続きを決定。（COP6でルールを合意を予定）

（3）排出量取引（第17条）

○排出枠（割当量）が設定されている附属書I国（先進国）の間で、排出枠の一部の移転（又は獲得）を認める制度。

○条約の締約国会合が、排出量取引に関連する原則やルール、ガイドライン等を決定。（COP6で決定予定）

5. 共同達成（バブル）（第4条）

○数値目標を共同して達成することに議定書締結時に合意した附属書I国は、これら諸国の総排出量が各締約国の割当量の合計を上回らない限り、各国の目標達成の有無によらず、目標が達成されたと見なされる制度（EUが導入する予定。）

6. 不遵守（第18条）

○本議定書の第1回締約国会合で、議定書の不遵守に対する適正かつ効果的な手続及び仕組みについて決定。

○「法的拘束力を有する措置」を含む本条の手続及び仕組みは、議定書の改正により採択。

7. 発効要件（第25条）

○以下の両方の条件を満たした後、90日後に発効。

[1]55ヶ国以上の国が締結

[2]締結した附属書I国の合計の二酸化炭素の1990年の排出量が、全附属書I国の合計の排出量の55%以上

8. 各国の署名・締結の状況

署名：84カ国、締結：29カ国（2000年9月7日現在）

以下の両方の条件を満たした後、90日後に発効。

[1]55ヶ国以上の国が締結

[2]締結した附属書I国の合計の二酸化炭素の1990年の排出量が、全附属書I国の合計の排出量の55%以上

8. 各国の署名・締結の状況

署名：84カ国、締結：29カ国（2000年9月7日現在）

(参考1)

付属書B	基準比 (%)	E Uにおける排出割当量の再配分 (1998年6月のE U環境相理事会 合意)	基準比 (%)
オーストラリア	108	ベルギー	92.5
オーストリア	92	デンマーク	79
ベルギー	92	ドイツ	79
ブルガリア※	92	ギリシャ	125
カナダ	94	スペイン	115
クロアチア※	95	フランス	100
チェコ※	92	アイルランド	113
デンマーク	92	イタリア	93.5
エストニア	92	ルクセンブルク	72
欧州共同体 (E U)	92	オランダ	94
フィンランド	92	オーストリア	87
フランス	92	ポルトガル	127
ドイツ	92	フィンランド	100
ギリシャ	92	スウェーデン	104
ハンガリー※	94	イギリス	87.5
アイスランド	110		
アイルランド	92		
イタリア	92		
日本	94		
ラトヴィア※	92		
リヒテンシュタイン	92		
リトアニア※	92		
ルクセンブルク	92		
モナコ	92		
オランダ	92		
ニュージーランド	100		
ノルウェイ	101		
ポーランド※	94		
ポルトガル	92		
ルーマニア※	92		
ロシア※	100		
スロバキア※	92		
スロベニア※	92		
スペイン	92		
スウェーデン	92		
スイス	92		
ウクライナ※	100		
イギリス	92		
アメリカ合衆国	93		

※国は市場経済移行国